

議案第126号

上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部改正について

上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

上越市長 中川幹太

上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例（平成16年上越市条例第2号）の一部を次のように改正する。

	「		「		
		3,993円		4,323円	
別表第2中		4,389円	を	4,741円	に改める。
		5,478円		5,808円	
	」		」		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第2の規定は、令和5年4月分の使用料から適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。